

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉市中央区浜野町1025番地218

氏名 株式会社 日甲

代表取締役 剣持 甲斐太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ ^{第14条第6項} の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 熊谷 俊



許可の年月日 平成22年1月28日

許可の有効年月日 平成26年10月26日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

固化施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻、イ 鉱さい、ウ ばいじん 以上3品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市中央区浜野町1025番208 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年10月27日 新規許可

平成22年1月28日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
コンクリート固型化施設 (燃え殻、鉍さい、ばいじん) (平成16年9月10日)	240m ³ /日	1	千葉市中央区浜野町1025番208、1025番217、1025番218、1025番227
廃棄物保管施設 (燃え殻、鉍さい、ばいじん)	保管面積 200m ² 保管容量 400m ³ 保管高さ _____ 保管上限 400m ³	1	
製品保管施設 (再生骨材)	保管面積 210m ² 保管容量 500m ³	1	

別記2

本件許可に係る許可申請書の計画に従い産業廃棄物の受入並びに製品の管理を行うこと。